

2019年度
高知県建設工事競争入札参加資格
審査申請要領（県外建設業者）

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 申請要領 | (P1～P6) |
| 2 | 記載要領 | (P7～P9) |

別添書類

- ① 入札参加資格審査要綱
- ② 申請書（様式1）
- ③ 申請書記載例
- ④ チェックリスト兼受領書
- ⑤ 変更届
- ⑥ 合併等に関する申出書

高知県土木部土木政策課

<要領に関する問い合わせ先>

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

電話：088-823-9815

FAX：088-823-9263

＜申請要領＞ 県外建設業者用

2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に高知県が発注する建設工事の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加を希望する者の入札参加資格申請方法等は次のとおりです。

1 申請方法等

- ①受付方法 郵送（必ず「書留」又は記録が残る送付方法（宅配便等）とすること。）
- ②申請期間 平成31年1月4日（金）～平成31年1月31日（木）
（当日消印有効）
- ③送付先 〒780-8570 高知市丸の内1-2-20
高知県土木部土木政策課建設業振興担当

2 提出書類

次の（1）及び（2）に示す書類をご提出下さい。

（2）添付書類については、A4判フラットファイル（緑色）綴じとし、背表紙に商号又は名称を記入して、1部提出して下さい。

（1）申請書類は、（2）の緑色のフラットファイルには綴じ込まずにご提出下さい。

（1）申請書類等（フラットファイルに綴じ込まないもの）

- ① 2019年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）
（様式1：高知県独自様式）
- ② 2019年度建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書
（2部提出して下さい。）
- ③ 返送用封筒（返送先を記載し、定形封筒に82円分の切手を貼ったもの）
※②の返送に使用します。
- ④ 年間委任状（営業所又は支店に年間を通じて契約の権限を委任する場合のみ）
・任意様式で1部提出して下さい。
・委任期間は、「2019年4月1日～2020年3月31日」とします。

注意 2019年度の期間を通して、代表者の落札後の契約権限を営業所に委任する場合は、年間委任状（任意様式）としてその旨記載し、1部提出して下さい。これにより、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、代表者ではなく当該年間委任状の受任者あてに送付するとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。

なお、提出いただいた年間委任状は返却しません。（受付印を押して返却することはありませんのでご注意ください。）

紙入札において、入札権限を委任する年間委任状を使用する場合は、任意に作成（コピー可）し、個々の入札時に提出して下さい。

※ 上記取扱いの問い合わせは、土木政策課契約担当（Tel.088-823-9813）までお願いします。

(2) 添付書類（緑色のフラットファイルに綴じ込んで提出するもの）

- ①工事経歴書（任意様式：許可申請書類の写し可、平成30年8月31日以前で直前1年分）
- ②営業所一覧表（任意様式：許可申請書類の写し可、営業所における許可業種が記載されているもの）
- ③経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
平成30年8月31日以前で直近の決算日等を審査基準日とするものをご提出下さい。

※ 申請期間内に提出できない場合

- ・経営事項審査は受審済であるが、結果通知書が未だ発行されていない場合は、経営規模等評価申請書の写し（審査（大臣許可の場合は経由した）都道府県庁の受付印が押されているもの）を添付し、結果通知書が発行されたら、速やかに別送にて提出して下さい。
- ・申請期間後に経営事項審査の申請を行う場合については、その旨チェックリスト兼受領書の空欄に明記し、結果通知書が発行されたらその写しを速やかに提出して下さい。

※ 高知県建設工事競争入札参加資格審査における社会保険等未加入建設業者への対応について

平成27年度高知県建設工事入札参加資格審査より、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）の申請を受け付けないこととしています。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれかが未加入となっている事業者が、入札参加資格審査時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料を添付して下さい。

- ・健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等
- ・雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し等

④主たる営業所所在地の納税証明書（写し可）

平成30年9月30日までに納期限の到来した全ての税について滞納がないことの証明書。（証明日が平成30年10月1日以降のもので、全ての税目について滞納がないこと。）

- ・国税（個人事業者は様式その3の2、法人事業者は様式その3の3）
- ・都道府県税

- ・区市町村税（※東京都 23 区内の法人は不要）

※「滞納無し」という納税証明書の種類が無く、年度ごとでしか納税証明書が発行できない自治体の場合、直前 1 年分の全ての税目の納税証明書

国、都道府県、市区町村分が必要

※高知県内に営業所・事務所がある場合は、その営業所・事務所を管轄する県税事務所の納税証明書（「滞納ありません」と表示のあるもの）。なお、その営業所・事務所に委任しない場合も、高知県内に営業所・事務所がある場合は、県税事務所の納税証明書は必要です。

3 申請書提出後の記載事項の変更

申請書を提出した後に、次に掲げる事項について変更があった場合は、変更届を速やかに提出して下さい。（2 部提出）

- ①商号又は名称
- ②代表者名
- ③所在地
- ④電話番号・FAX 番号・メールアドレス
- ⑤受任者欄に記載した事項
- ⑥その他の重要な事項

* 1 ①～③についての変更があった法人は、許可行政庁の受付印が押された、変更届出書（建設業法施行規則別記様式第 22 号の 2）、及び添付書類の写し又は登記簿謄本（写し可）を添付して下さい。大臣許可業者の場合は、経由した都道府県の受付印があるものの写しをご提出下さい。

* 2 ⑤のうち、営業所名、営業所代表者、営業所所在地について変更があった場合は、許可行政庁へ提出した変更届出書（建設業法施行規則別記様式第 22 号の 2）（（經由都道府県庁の受付済のもの）、建設業法施行規則別記様式第 11 号の写しを添付して下さい。

* 3 ①～③、⑤の変更に関連して、年間委任状の記載内容に変更があった場合は、変更後の年間委任状を併せてご提出下さい。

* 4 年度途中での申請業種の追加はできませんので、ご注意下さい。

4. 組織変更等に伴う再審査、承継手続について

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協業組合を設立した場合等は、随時資格審査を受けることができます。該当する場合は、再審査の受審の有無に関わらず、別に定める様式（合併等に関する届出書＜県外業者＞）により、土木政策課建設業振興担当まで、速やかにその旨を届出て下さい。

存続会社が高知県の建設工事入札参加資格を有しており、合併に伴い商号変更を行う場合は、再審査申請の前に建設工事入札参加資格の変更届を提出して下さい。

- (1) 審査基準日

合併、事業譲渡、分割等の日の翌日

(2) 提出書類

①競争入札参加資格審査申請書類一式

- ・ 2019年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）（様式1）
- ・ 工事経歴書（任意様式：許可申請書類の写し可）
- ・ 営業所一覧表（任意様式：許可申請書類の写し可）

②合併等に伴う経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

③合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し

④合併、会社分割等に係る総会議事録の写し

⑤合併、会社分割等後の登記簿謄本（写し可）

⑥合併、会社分割等後の納税証明書（国、都道府県、市区町村）（写し可）

※高知県内に営業所・事務所がある場合は、その営業所・事務所を管轄する県税事務所の納税証明書（「滞納ありません」と表示のあるもの）。なお、その営業所・事務所に委任しない場合も、高知県内に営業所・事務所がある場合は、県税事務所の納税証明書は必要です。

⑦合併、分割等のフロー図

⑧その他

詳細についてはお問い合わせ下さい。

5. **その他の再審査について**

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告して下さい。
再審査を行ない、資格の再認定を受ける必要があります。

（再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。）

①会社更生法の手続開始の申立てを行った者

②民事再生法の手続開始の申立てを行った者

③特定調停の手続開始の申立てを行った者

(1) 審査基準日

受審する日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

(2) 提出書類

- ・ 2019年度高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書（県外建設業者）（様式1）
- ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ・ 手続開始の決定書の写し
- ・ 貸借対照表及び損益計算書
- ・ その他

6. **申請書及び添付書類について**

高知県のホームページに申請様式等を掲載しています。

HPアドレス：<http://www.pref.kochi.lg.jp/>→高知県庁トップページの「組織から探す」→「土木政策課」→「入札参加資格関係」からダウンロードできます。

< 記載要領 >

様式 1 (高知県独自様式)

1 許可番号

経営規模等評価結果通知書にある許可番号を記入して下さい。

2 審査基準決算

平成 30 年 8 月 31 日以前直近の事業年度の終了日を記入して下さい。

3 継続新規区分

平成 30・31 年度の入札参加資格申請書を高知県に提出している場合は、継続の枠（カラム）に「1」と、それ以外の場合は、新規のカラムに「1」を記入して下さい。

4 商号名称（フリガナ）

カタカナで記入し、濁点及び半濁点を含む文字は 1 文字として 1 マスに記入して下さい。
（法人の種類を表す文字は記入しないで下さい。）

5 商号名称

法人の種類を表す略号を記入して下さい。

6 代表者名（フリガナ）

カタカナで記入し、姓と名前は 1 文字空け、濁点及び半濁点を含む文字は 1 文字として 1 マスに記入して下さい。

7 代表者名

姓と名前は 1 文字空けて記入して下さい。

8 代表者役職名

申請者が、法人の場合は代表者の役職名を記入し、個人事業者の場合は、「代表者」と記入して下さい。

9 所在地

建設業許可の本社の住所を「丁目」、「番地」、「号」については、ハイフン「-」を使用して記入して下さい。

11 電話番号 13 F A X 番号

本社番号を、市外局番、局番、番号をそれぞれハイフン「-」で区切ってご記入下さい。

12 課税免税届

平成 31 年 4 月 1 日現在が消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入して下さい。

14 申請業種欄

申請しようとする業種について、区分の欄に、特定建設業許可の場合は「2」、一般建設業許可の場合は「1」をご記入下さい。また、経営規模等評価結果総合評定値欄には、平成 30 年 8 月 31 日以前直近の事業年度の終了日を審査基準日とする経営規模等評価申請の総合評定値（P）を右詰めで記入して下さい。なお、申請しない業種については空欄として下さい。

注 1：「解体工事業」については、「解体工事業」の許可を有している事業者が「解体工事業」の経審を受審している場合、又は建設業法の経過措置に基づき、法施行日（H

28.6.1) 時点で「とび・土工事業」の許可を有している事業者が、「とび・土工事業」の経審を受審している場合、入札参加資格を申請することが可能です。ただし、経過措置期間（2019年5月31日）が終わるまでに「解体工事業」の許可を有し、経審を受審していない事業者は、経過措置期間後の「解体工事業」の入札参加資格を取り消します。「解体工事業」の経審受審後は、結果通知書（写し）（2019年5月31日までに、結果通知書の提出が間に合わない場合は、受審したことが分かる申請書の写し）を速やかに提出して下さい。

注2：「とび・土工事業」及び「解体工事業」の経審点は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の経審点を記入して下さい。

注3：営業所に契約権限を委任する場合は、当該営業所に建設業許可のある業種に限ります。

15 本社メールアドレス

3 継続新規区分が、「継続（平成30・31年度の入札参加資格申請書を高知県に提出している場合）」の場合は「登録済」に「1」を、それ以外の場合は「新規」に「1」を、記入し、本社のメールアドレスを記入して下さい。

★これまで「継続」の事業所は記入不要でしたが、今年度審査から「新規」「継続」問わず、必ず記入して下さい。

電子入札について

一般競争入札、指名競争入札は一部を除いて電子入札により実施しています。

電子入札制度には、次の特徴があります。

- (1) 指名競争入札の指名通知、一般競争入札の入札参加資格確認申請書受付通知は、すべて電子メールで行いますので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただいて各種の手続きをする必要がありません。
- (2) 一般競争入札の公告及び入札金額の積算に必要な設計図書は電子閲覧が可能で、一般競争入札参加申請もインターネットを介して行うので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただく必要がありません。
- (3) 入札はインターネットを介して行い、結果通知は電子メールで行われるので、入札日に入札会場へ来ていただく必要がなくなります。

高知県の建設工事の入札契約に関係する手続きを行うためには、電子入札に対応できる環境整備が必要不可欠となっており、高知県建設工事競争入札参加資格申請には、メールアドレスの取得が必須要件となっています。

今回初めて入札参加資格を申請される方等で、会社メールアドレス未取得の方は、高知県建設工事競争入札参加資格申請書への記載ができるよう取得をお願いします。

また、携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの（概ね2GB未満）での登録は控えて下さい。

なお、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。

電子入札に関する問い合わせ先 土木政策課契約担当 TEL 088-823-9813

16~23受任者欄

★これまで「継続」の事業所は記入不要でしたが、今年度審査から「新規」「継続」問わず、必ず記入して下さい。